

「ドローンコート」利用規約

第1条（目的）

本規約は、フットサルクラブ東京（以下「施設所有者」という）が管理し、ReVision 株式会社（以下「当社」という）が運営するドローンコート「ドローンコート」（以下「コート」）を、利用者が安全かつ適切に利用するために必要な事項を定めたものです。

第2条（利用の制限）

コートで使用できる機体は、プロペラガードを装備した電動マルチコプター（以下「ドローン」）に限ります。ドローン以外の機体、又はプロペラガードをお持ちでない場合については別途当社にお問い合わせください。

第3条（予約）

コートを利用するときは、所定の方法で予約をしてください。当社が、申込者に承諾の通知をした時を予約成立時点とします。

第4条（利用料金の支払い）

【原則、ご予約確定から3日以内に弊社指定口座へお振込み】

その他の支払いについてはご予約時にご相談ください。

第5条（予約内容変更・キャンセル）

予約成立後にキャンセルする場合は、予約した時間の料金合計に以下の割合を乗じたキャンセル料を申し受けます。

【キャンセルについて】 キャンセルにつきましては、電話/直接フロントでの対応となります。

・ご予約日の前月同日時まで無料(前月に同日時が無い場合は前月最終日)

例：3月28～31日までのご予約は2月28日まで無料

・ご予約日の前月同日時翌日～14日前までコート代30%

・13日前～7日前までコート代50%

- ・ 6日前～当日までコート代100%

例：3月1日ご予約の場合2月1日まで無料 2月2日より30%かかります。

※ご利用時間3時間以内のご予約のキャンセルは規定通りとなります。同じく4時間以上(2h×2面含む)のご予約は特別予約となり、キャンセル不可(日程変更した場合も同様)となりますので利用が確定してからのお申込みをお願い致します。

【土日祝の予約ルール】ご予約は原則奇数時間から2時間単位で予約受付可能になります。時間帯によっては偶数時間からご用意も可能です。コート空き状況をご確認下さい。(当日～1週間前のご予約は、30分単位でのご予約も可能です。)

※仮予約は出来ませんのでご了承願います。

第6条 (個人情報保護)

予約申込みおよび利用時の同意書により提供された利用者の個人情報は、ドローンコート利用に関する予約確認及び計約履行のために使用します(次回利用申込時の利用履歴確認を含む)。また、当社のサービス等のご案内のために使用することがあります。

第7条 (開始および終了受付)

1. 利用者は、利用当日、施設において受付手続きを行ってください。
2. 利用後、利用者による原状回復ののち施設所有者スタッフによる終了受付をもって利用終了とします。

第8条 (利用時間等)

1. 利用者は、事前に申請した時間枠内で利用するものとします。
2. 利用当日の時間延長については可能な範囲で相談に応じます。その場合、延長は1時間単位とします。
3. 利用時間には、事前準備および後片付けの時間を含むものとします。
4. 利用可能な曜日・時間帯はホームページに掲載して案内します。なお、スケジュールは、当社または施設所有者の都合により変更する場合があります。

第9条 (安全管理)

1. 利用者は、コートの利用にあたり本規約に定める事項を順守し、安全に利用するものとします。
2. 当社が安全管理のため必要だと判断した場合には、コートに立ち入ることができ、利用者はこのことを予め同意するものとします。
3. 当社または施設管理者は、利用者がコートの安全または雰囲気を害すると判断した場合は、利用を中止させることができます。

4. 利用者は、コート利用中に不測の事態が生じた場合には、当社または施設管理者の指示に従ってください。
5. 原則、プロペラガードを装備した機体で飛行してください。プロペラガードが無い場合は、別途弊社までお問合せください。
6. 操縦者の技量によって、機体にワイヤーを取り付けさせていただくことがあります。
7. 基礎練習を行う場合はハーフコートにつき1機、技術向上目的の練習は1コート2機までの飛行とします。
8. コートの枠内に立ち入ることができるのは、原則操縦者のみとします。商談、操作方法の説明等を行う場合は例外とします。

第10条（運用方法）

1. 利用者は次の各号にしたがってコートを利用してください。
 - (1) 代表者（責任者）は、ドローンに関する全てに責任を持ち、安全管理を行ってください。
 - (2) 当社は、利用者が損害賠償保険に加入していることを条件とはしていませんが、損害賠償保険への加入については、利用者の責任において判断してください。
 - (3) 利用者は、電波法および関連法規に定められた技術基準に適合する機器を使用してください。
 - (4) 利用者は、フライト毎に飛行前の事前点検・整備を行ってください。
 - (5) 利用者は、緊急時の連絡、また事故発生時の対応を着実に行ってください。
 - (6) 利用者は、コート利用後の原状回復を行ってください。

第11条（禁止事項）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社はコートの利用を断ることがあります。これにより利用者に生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 第10条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合
 - (2) 利用申込み時の記入内容に偽りがあった場合
 - (3) 管理上または風紀上好ましくないと当社が判断した場合
 - (4) 関係法令に反する場合、また、関係官公署の指示に反する場合
 - (5) 当社または施設管理者の許可なく、コート内外で作業や催事行為（撮影、印刷物の配布、募金行為、宗教活動、政治活動等）をした場合
 - (6) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある組織の利益になると当社が判断した場合
 - (7) コートへ危険物を持ち込んだ場合
 - (8) コートの設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合

(9) 音、振動、臭気の発生等により、練習場周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合

(10) 当社の注意に従わず、また本規約に違反すると当社が判断した場合

(11) 飲酒をしてから利用した場合、コート内で飲酒、飲食（必要な水分補給を除く）、喫煙をした場合

(12) 当社並びにコートの運営を妨害した場合

(13) 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、コートの利用を継続することによって当社または施設管理者の信用が害されるおそれがある場合

(14) その他、公序良俗に反する場合、または当社が利用者として不相当と判断した場合

2. 前項により利用申込みを取り消し、または利用を中止した場合は、当社は既に受領した利用料金を一切返金しないものとします。

3. 前項により当社に損害が発生した場合は、当社はコート利用の有無にかかわらず、利用者に対し損害の賠償を請求できるものとします。

第12条（緊急対応）

利用者は、コート利用中に事故、火災等が発生した場合には、すみやかに必要な措置を取り、当社へも報告してください。

第13条（利用後の原状回復）

1. コートの利用終了後、利用者は利用前の状態まで原状回復を行ってください。

2. コートの利用終了後、機体の消耗部品やごみ等は、全て利用者が責任を持って持ち帰ってください。残材、ごみ等の処理がなされず、当社がその処理を行ったことにより発生した費用は利用者の実費にて請求するものとし、利用者はその支払い義務を負うものとします。

第14条（免責および損害賠償）

1. 利用者がコート利用中に被った盗難被害、破損事故および人身事故については、その原因の如何を問わず、当社または施設管理者は一切の責任を負わないものとします。

2. 利用者がコート利用中に、当社の責に帰さない事由によりコート利用が中止された場合、その損害については、当社または施設管理者は一切の責任を負わないものとします。

3. 利用者がコートの設備、備品を毀損、紛失させた場合には、利用者がその損害を全て賠償しなければならないものとします。

4. 利用者が本規約に違反したことによって、当社に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを賠償しなければならないものとします。

5. 利用者が、当社により練習場の利用を取り消された場合、その損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. コート利用中に利用者自身の都合で利用を取りやめる場合、当社は受領した利用料を返金しません。
7. 当社の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、当社は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。
8. 利用者が被ったコート外での事故等について当社または施設管理者は一切の責任を負わないものとします。

第15条（協議事項）

1. 本規約に定めない事項または本規約の各条項の解釈について疑義を生じた場合、当社と利用者が協議の上、解決するものとします。